

北海道十勝総合振興局告示第83号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第20号のつぶかご漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年9月1日

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
つぶかご漁業	十勝総合振興局管内 沖合海域	次の点1、点2、点6、点5、点4、点3及び点1を順次に結んだ線によって囲まれた区域とする。 ただし、つぶ漁業の共同漁業権漁場区域を除く。 基点第1号 釧路市と浦幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 大樹町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から138度50分30,000メートルの点 点2 基点第4号から106度30分33,000メートルの点 点3 基点第1号から138度50分10,000メートルの点 点4 点7から121度00分 6,000メートルの点 点5 点8から108度50分 8,000メートルの点 点6 基点第4号から106度30分8,000メートルの点 点7 基点第2号から123度40分4,000メートルの点 点8 基点第3号から106度30分2,000メートルの点	毎年、11月1日から翌年5月31日までのうち、6ヶ月を超えない範囲で申請のあった漁業時期とする。	12隻	20トン未満	十勝総合振興局管内に住所を有する者	令和5年9月1日から令和5年9月30日まで	1許可の有効期間は令和5年11月1日から令和8年10月31日までとする。 2起業の認可の有効期間は令和5年11月1日から令和6年10月31日までとする。 3申請書の提出先は十勝総合振興局産業振興部水産課とする。 4許可にあたっては、次に掲げる条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、十勝総合振興局長に報告しなければならない。 (2)海中に敷設するかご数は、1,000個以内でなければならない。 (3)使用するかごの底部の網目は、結節から結節までの長さが3センチメートル以上でなければならない。 (4)使用するかごの口径は40センチメートル以上とし、十文字に4等分しなければならない。 (5)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名および許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (6)つぶ以外のものを主たる漁獲の対象としてはならない。 (7)次に掲げるかごが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (8)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。